

災害時緊急一時避難施設等の公募について
(津波避難ビル、洪水時垂直避難場所、自動車避難場所)

令和6年10月

いわき市

目 次

0	はじめに	P1
1	避難所の種類	P2
2	災害時緊急一時避難施設の選定（フロー）	P3
3	災害時緊急一時避難施設の対象施設	P4
4	災害時緊急一時避難施設の基本的な要件及び運営方法等	P4
5	質問（Q&A）	P6
	（資料）災害時における災害時緊急一時避難施設としての 使用に関する協定関係	P9

0 はじめに

本市では、自然災害が発生し、または発生する恐れがある場合に備え、市民等の生命を守るために一時的に避難する「避難場所」や「津波避難場所」を、発災後一定期間滞在することを前提とした「避難所」を指定しています。

避難所は、一時的に避難者が集中し、密になりやすい傾向があるため、令和2年度から猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」の集団感染防止の観点から、避難者間で一定の距離が保てるよう、開設避難所数の増も進めてきました。

また、「逃げ遅れゼロ」の観点からは、安全な親戚や知人宅への事前避難、自動車避難などの「分散避難」も強く推奨してきたところです。

とりわけ、令和元年東日本台風等で自動車被災があった方は、その後の生活再建に非常な困難が伴ったことを教訓として、高台にある工業団地等の敷地を自動車避難場所とする取組みを進めてきたところです。

併せて、浸水想定区域内の高齢者等が逃げ遅れた際に、命を守る砦として、近隣の学校校舎等を垂直避難場所とする取組みも進めています。

こうした中、令和5年台風第13号に係る災害検証チームからも「自宅に近い身近な垂直避難場所」の確保について提言を受けたところです。

加えて、本市は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」の津波避難対策特別強化地域に指定されています。福島県が令和4年8月に公表した最新の被害想定を基にした市独自の調査では、津波の第1波が到達するまでに安全な高台等へ避難できないことが想定される区域があり、津波避難ビル等のさらなる確保が必要となっています。

このように、自然災害が激甚化・頻発化する中、「自助」「共助」「公助」の力を集結し、本市が目指す「逃げ遅れゼロ」が実現できるよう、自動車避難場所と垂直避難場所等について、改めて事業所等の皆様に協力をお願いするものです。

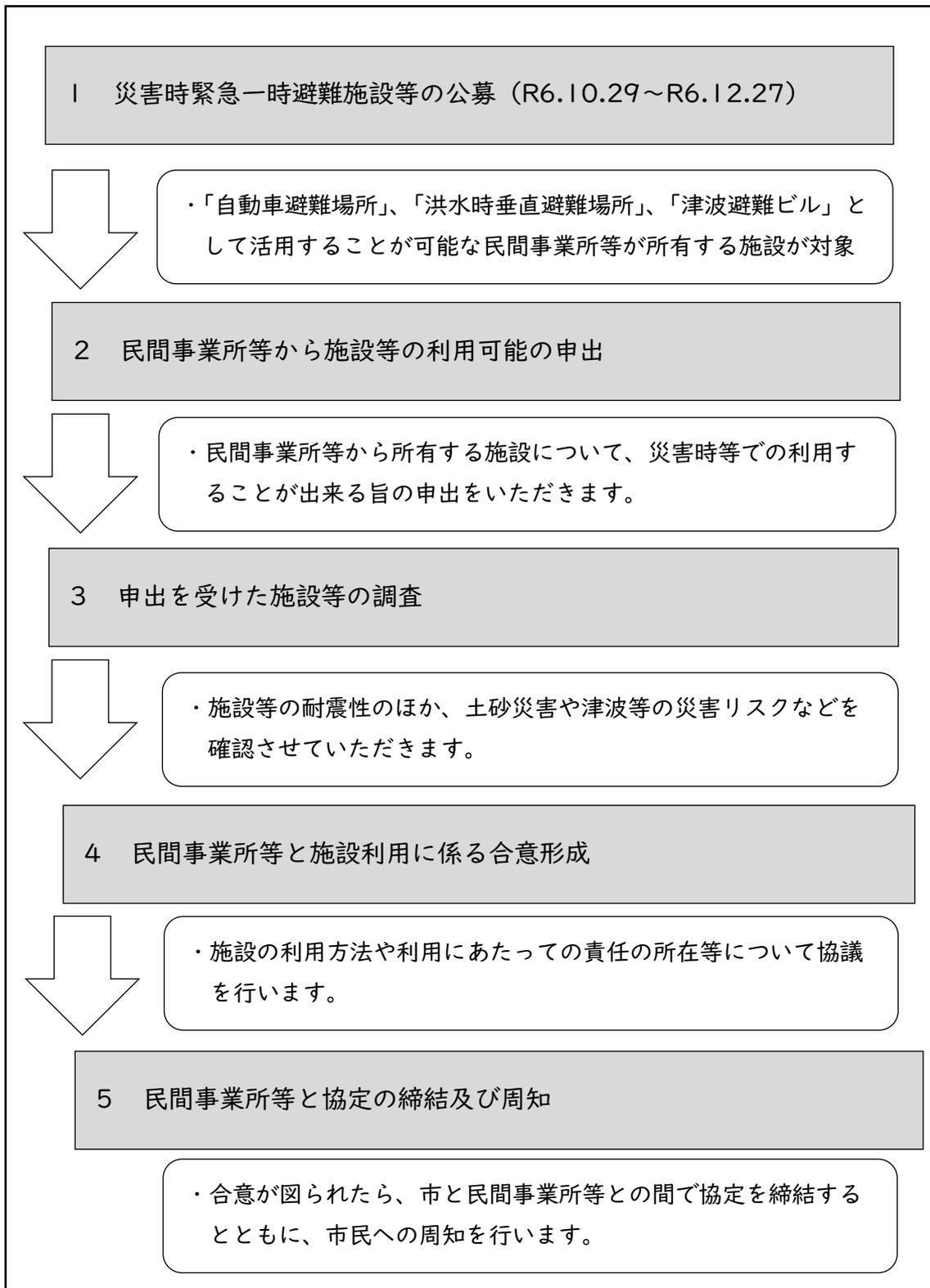
1 避難所等の種類

本市の避難所等は、次の種別に分けられます。

避難場所	津波災害や土砂災害等が発生または発生するおそれがある場合に命を守るため一時的に避難する学校の校庭や公園等
広域避難場所	大規模火災が発生した場合に避難者の生命を保護するための広域な公園
津波避難場所	津波災害が発生した場合に避難者の命を保護するための学校の校庭や神社仏閣の境内等
津波避難ビル	津波災害の発生に際し、高台までの避難に十分な時間が確保できない場合、緊急的に避難する学校や公営住宅等
避難所	災害発生後、一定期間滞在することを前提とした学校の体育館等
福祉避難所	障がい者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる福祉施設等
災害時緊急一時避難施設	災害が発生または発生するおそれがある場合に、命を守るために緊急一時的に避難する民間施設等 ※ 建物等を活用した「洪水時垂直避難場所」と、敷地等を活用した「自動車避難場所」がある。
地域集会所等	災害が発生または発生するおそれがある場合に命を守るために一時的に避難する地域所有の施設等

2 選定フロー

避難施設の選定にあたっては、以下の方法によることとします。



3 今回の公募対象施設

種 別	対象区域	指定要件など
津波避難ビル	津波浸水想定区域内の堅牢な建物	想定される津波の高さ以上に避難スペースがある（4階建て以上）
洪水時垂直避難場所	河川洪水浸水区域内の堅牢な建物等	ホテルやマンションの廊下や踊り場、事業所の会議室などを想定
自動車避難場所	河川洪水浸水想定区域外の駐車場等	駐車場や敷地内の空きスペースを想定（未舗装でも可）
	河川洪水浸水想定区域内の立体駐車場	想定される浸水深よりも高い位置に駐車スペースがある

※ 上記以外にも対象となる場合がありますので、危機管理課までお問い合わせください。

4 災害時緊急一時避難施設等の基本的な要件及び運営方法等

(I) 基本的要件

ア 自動車避難場所

スペース	多くの駐車スペースを有すること（概ね10台以上） 休日、夜間等でも開設が可能であること。
設備	避難者の受け入れにあたり、水道やトイレ等のインフラが整備されていることが望ましい。

イ 津波避難ビル、洪水時垂直避難場所

スペース	休日、夜間等でも避難が可能であること。 本来の利用者等と使用スペースや動線が分離できることが望ましい。
設備	避難者の受け入れにあたり、水道やトイレ等のインフラが整備されている施設が望ましい
構造	津波や洪水による外力に耐えることができる鉄筋または鉄筋鉄骨コンクリート造りであること。

(2) 運営方法等

① 運営方法

運営主体は、施設所有者等に行っていただくことになります。

緊急連絡網について

迅速に災害時緊急一時避難施設を開設・運営するため、平時から緊急連絡先を定めておきます。

開設について

「洪水時垂直避難場所」及び「自動車避難場所」は、原則として、大雨等により河川洪水の恐れがある場合に開設します。

津波避難ビルについては、津波注意報・警報発表時に開設します。

② 物資

食料等の物資は、避難者が自ら持参することを基本とします。

ただし、施設所有者が認める場合には、市の非常用食糧や飲料水、毛布などを備蓄させていただく場合があります。

③ 情報提供

施設等における避難者情報や運営状況の確認、市からの支援に関する情報提供を行うため、連絡員などの緊急連絡網を作成します。

④ 看板の設置

協定締結後、避難者への周知を図るため、敷地の周辺に添架タイプの看板を設置させていただきます。

<災害時緊急一時避難施設の開設フロー>

	施設所有者	市
開設 ↓		① 施設の開設を依頼 (概ね発災の2時間前)
	② 施設の安全性を確認の上、 施設の開設準備	③ 避難指示等の発令
開設中 ↓	④ 避難者の受入れ	⑤ 避難者数の確認、 情報提供
閉鎖	⑥ 施設の確認 避難者の退去を確認	
	施設の使用状況により清掃や修繕の実施	

5 質問 (Q&A)

Q-1 災害時緊急一時避難施設とは何ですか？

災害時緊急一時避難施設とは、災害状況や地理的条件により指定避難所へ行くことが困難、または感染症の拡大防止や財産として自動車を守ること等の理由による車中避難において、災害発生初期の短期間の避難を想定した緊急一時的に避難する民間施設等です。

建物等を活用した「洪水時垂直避難場所」と、敷地等を活用した「自動車避難場所」があります。

Q-2 なぜ災害時緊急一時避難施設が必要なのですか？

災害が発生または発生するおそれがある場合、市が発令する「避難指示・高齢者等避難」等に基づき、指定避難所等へ避難することとなります。しかし、指定避難所までの距離が遠く、かつ移動手段を持たない場合や、万が一逃げ遅れた場合への対応、大切な財産である自動車を守るための対応などが必要となっています。これらの課題を解決し、避難しやすい環境を確保するため、災害時緊急一時避難施設を指定するものです。

Q-3 指定避難所との違いは何ですか？

主な違いは次のとおりです。

	災害時緊急一時避難施設	指定避難所
施設	民間事業所等が所有する施設	小・中学校体育館や公民館等の公共施設
位置付け	任意	市地域防災計画に位置付け
避難期間	短期（一時的）	中長期
開設・運営	施設所有者	主に市
備蓄	必要に応じて	備蓄

Q-4 災害時緊急一時避難施設にはどのような施設を考えていますか？

自動車避難場所としては、浸水想定深よりも高い場所にあるスーパーなど商業施設の駐車場のほか、事業所用地の平坦な空きスペースなどを想定しています。また、洪水時垂直避難場所については、マンションやホテル、民間事業者が所有するビル等の多目的ホールや共用スペースなどを想定しています。

Q-5 災害時緊急一時避難施設等の申込みをするためには、どのような手続きが必要ですか？

まずは市危機管理課までご連絡ください。職員が訪問し、使用可能なスペースや使用の用途、運営方法等について協議させていただきます。合意が整いましたら、施設の所有者と市とで協定を締結させていただきます。

Q-6 災害時緊急一時避難施設の開設・閉鎖の基準はありますか？

開設にあたっては、原則として市から施設所有者に電話等により依頼します。ただし、津波避難ビルについては、「津波警報・大津波警報」が発表された場合に開設するものとします。

閉鎖については、基準はありませんが、一時的な避難との観点から、災害の恐れが無くなり避難者がいなくなった、若しくは指定避難所へ移った時点と考えております。

Q-7 災害時緊急一時避難施設の滞在時間はどのくらいですか？

原則として、市が開設を要請してから3日以内とします。避難の長期化が見込まれる場合には、避難者に対し、指定避難所等への移動をお願いすることとなります。

Q-8 災害時緊急一時避難施設の開設・運営は誰が行うのですか？

施設等の所有者にお願いしたいと考えております。ただし、自動車避難場所については、入口の開閉等のみとなり、常時滞在を求めるものではありません。

Q-9 食糧等の支援物資等はいただけるのでしょうか？

食糧や毛布等の物資については、必要に応じて市の備蓄品を提供します。また、施設所有者が認めた場合には、あらかじめ非常用食糧等を備蓄させていただく場合があります。

Q-10 情報伝達方法はどのように行うのですか？

予め決めておいた連絡網で、電話やメール機能を活用し依頼や確認を含めた情報発信を行いたいと考えております。

Q-11 災害時緊急一時避難施設の提供に伴う費用負担は？

災害時緊急一時避難施設の提供は、無償でお願いします。
ただし、使用にあたり施設等が損傷した場合には、原則として市の責任により原状回復を行います。

Q-12 災害時緊急一時避難施設となった場合、市からの補助金はありますか？

市からの補助金はありません。

Q-13 これまでに災害時緊急一時避難施設となった施設はありますか？

複数の事業者様にご協力いただいております。

- 好間工業団地内の18事業者（自動車避難場所）
- 常磐地区の1事業者（自動車避難場所）
- 四倉中核工業団地内の8事業者（自動車避難場所）
- 平地区の1事業者（垂直避難場所）

災害時における災害時緊急一時避難施設等としての使用に関する協定

いわき市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時等における施設の使用協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）の発生又は発生の恐れがあり、市が「避難指示」や「高齢者等避難」を発令した際に、自宅での避難又は市が指定する避難所等への避難が困難な方に対する緊急一時的な垂直避難場所や自動車避難場所（以下、これらを総称して「災害時緊急一時避難施設」という。）として、甲が乙の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設等の内容）

第2条 甲が災害時緊急一時避難施設として使用できる施設等は、乙の本来の業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（施設使用の申請及び許可）

第3条 甲は、前条に定める施設を使用する場合は、事前に施設等使用許可申請書（別記様式1）により乙に申請するものとし、乙は、当該施設を使用させることができる場合は、施設等使用許可書（別記様式2）をもって許可するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、甲は、乙に対して電話等により施設使用の申請を行い、後日、申請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により申請を受けたときは、乙の本来業務に支障のない範囲において、その使用を許可するものとする。

（使用期間）

第4条 甲が災害時緊急一時避難施設として使用できる期間は、原則として、甲が「避難指示」又は「高齢者等避難」を発令し、乙に対し前条第1項に基づく申請を行ったときから3日以内とする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用を終了する際、甲は乙に対し、終了日時等を記した文書により通知するものとする。

（費用負担）

第5条 甲が、第2条に定める施設を使用した場合の使用料は、原則として無償とする。ただし、特別な事情等により生じた費用の負担については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(施設や備品の破損等の対応)

第6条 甲が災害時緊急一時避難施設として使用したことにより、乙の施設や備品等に破損が生じた場合、甲は、原則として復旧に要する費用を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰することができない事由により、乙の施設や備品等に破損生じた場合の費用負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡先等の確認)

第7条 甲及び乙は、平時よりそれぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届(別記様式3)により報告するものとする。また、報告内容に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関し知り得た情報を第三者に開示し、漏えいし、又は提供してはならない。ただし、あらかじめ承認を得た場合、裁判所により開示が命ぜられた場合又は法令等の要請により開示する場合は、この限りではない。

(補則)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名又は押印の上、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 福島県いわき市平字梅本 21 番地
いわき市
いわき市長

(乙) 福島県いわき市〇〇町〇〇番地〇
〇〇〇〇会社
代表取締役 〇〇 〇〇

別表

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
施 設 の 電 話 番 号	
施 設 の FAX 番 号	
施 設 の 構 造 等	
施 設 の 敷 地 面 積	
施 設 の 延 床 面 積	
施 設 の 建 築 年 月 日	
施設の耐震診断の評価及び耐震改修の実施状況 ※新耐震設計基準施行前（S56.6月以前）に 着工した施設のみ記入	
休日・夜間の体制	

別記様式Ⅰ（施設等使用許可申請書）

施設等使用許可申請書

年 月 日

〇〇〇〇会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

いわき市長 〇〇 〇〇

災害時緊急一時避難施設等としての使用に関する協定第3条に基づき、貴施設を使用したいことから、次のとおり申請します。

1 使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 使用施設の名称	
3 担当部署・担当者	
4 担当部署連絡先	
5 備考	

別記様式2（第3条関係）

施 設 等 使 用 許 可 書

年 月 日

いわき市長 様

事業者名

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった災害時緊急一時避難施設等としての使用については、次のとおり許可します。

1 使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 使用施設の名称	
3 備考	

別記様式3（第7条関係）

連絡責任者選任届

団体名			
担当部所名			
連絡先	勤務時間内	役職・氏名	
		役職・氏名	
		TEL（内線）	
		FAX	
	勤務時間外	役職・氏名	
		連絡先	
		役職・氏名	
		連絡先	
事務担当	役職・氏名		
	TEL（内線）		
	FAX		
	郵便番号		
	住所		
	メールアドレス		
備考			